

特定農林水産物・食品輸出促進港湾形成事業実施要綱

1. 事業の目的

本事業は、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）等において、農林水産物・食品の輸出額を2030年までに5兆円とする目標が設定されたことを受け、産地が取り組む大ロット・高品質・効率的な輸出を後押しするため、産地と港湾の連携を促進するとともに、港湾やその近傍において、現状では不足している輸出機能の強化に資する取組を促進することを目的とする。

2. 事業の内容

本事業は、(1)及び(2)の事業とする。

(1) 農林水産物・食品輸出促進基盤整備事業

本事業は、①の事業並びに②の事業と連携して農林水産物・食品の輸出力強化を図るために実施する③及び④の事業とする。

- ① 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において農林水産物・食品の輸出取扱機能の向上を図るために実施する貨物積替円滑化支援施設（国際コンテナ又は国際シャーシ輸送に係る小口貨物等の積替円滑化を支援するために、貨物の積替、コンテナ又はシャーシの蔵置を行うための施設）、荷さばき施設その他の港湾施設の整備に関する事業
- ② ①の事業が実施される港湾の埠頭内においてリーファーコンテナの蔵置時に電源供給を行うための施設の整備に関する事業
- ③ ①の事業が実施される港湾における水産物の輸出促進に係る取組と連携して実施する水産物の輸出力強化を図るために必要となる港湾施設（水産物の取卸し時の品質・衛生管理のために必要な係留施設に附属する屋根等）の整備に関する事業（①の事業が実施される港湾以外の港湾において実施されるものを含む。）

(2) 産地・港湾が連携した農林水産物・食品のさらなる輸出促進事業

本事業は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において農林水産物・食品の輸出取扱機能の向上を図るために民間事業者（※）が実施する貨物積替円滑化支援施設（国際コンテナ又は国際シャーシ輸送に係る小口貨物等の積替円滑化を支援するために、貨物の積替、コンテナ又はシャーシの蔵置を行うための施設）、リーファーコンテナの蔵置時に電源供給を行うための施設、荷さばき施設その他の港湾施設の整備に関する事業とする。

※ 地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人、港湾法第 43 条の 11 第 1 項又は第 6 項により指定を受けた者、港湾法第 54 条の 3 第 2 項により港湾管理者の認定を受けた者に該当しない民間事業者

3. 農林水産物・食品輸出促進基盤整備事業の実施

(1) 「農林水産物・食品輸出促進計画」の認定申請

2. (1)の事業が実施される港湾の港湾管理者は、2. (1)の各事業の事業主体と十分調整の上、あらかじめ別紙様式 1 を基に作成した「農林水産物・食品輸出促進計画」(以下、「促進計画」という。)を、地方整備局等を経由して港湾局長あて認定を申請するものとする。なお、各事業が複数の港湾において実施される場合には、当該港湾の港湾管理者の連名で申請するものとする。

(2) 促進計画の認定

港湾局長は、3. (1)により申請された促進計画が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- ① 港湾物流の観点から農林水産物・食品の効率的かつ効果的な輸出の促進に寄与するものであること
- ② 農林水産業者・食品産業事業者、物流事業者等関係者の意向を十分に反映したものであること
- ③ 促進計画の実施体制等からみて、各事業が確実に遂行できる十分な見通しがあるものであること

(3) 促進計画の変更

3. (2)の認定を受けた促進計画を変更しようとする場合は、3. (1)の手続きに準ずるものとする。なお、軽微な変更の場合は、これに該当しない。

(4) 促進計画に位置付けられた農林水産物・食品輸出促進基盤整備事業の実施

3. (2)の認定を受けた促進計画に位置付けられた2. (1)の事業に要する経費は、予算の範囲内において、法令等に定めるところにより、国が補助又は負担するものとする。

(5) 促進計画の実施状況の報告等

港湾局長及び地方整備局長等は、3. (2)の認定を受けた促進計画を提出した港湾管理者に対し、必要に応じて当該促進計画の実施状況及び農林水産物・食品の輸出の促進に係る効果等について、必要な書類の提出を求めることができるものとする。また、提出資料の内容によっては、事業の実施について必要な改善を求めることがある。

(6) 実施体制の整備

港湾管理者は、促進計画の策定に関する協議及び促進計画の円滑な実施に

係る連絡調整を行うため、必要に応じ、関係地方公共団体、関係事業主体、農林水産物・食品産業関係者、物流事業者等で構成する協議会を設置する等、円滑な事業実施体制の整備に努めることとする。

4. 産地・港湾が連携した農林水産物・食品のさらなる輸出促進事業の実施

(1) 「産地・港湾連携型農林水産物・食品輸出促進計画」の認定申請

2.(2)の事業が実施される地方公共団体の農政部局及び港湾管理者は、2.(2)の事業の事業主体及び関係する産地、卸売事業者、物流・港湾事業者と連携し、あらかじめ別紙様式2を基に作成した「産地・港湾連携型農林水産物・食品輸出促進計画」(以下、「連携計画」という。)を、農林水産省食料産業局長及び国土交通省港湾局長あて認定を申請するものとする。ただし、申請書類の提出先は国土交通省港湾局長のみで差し支えなく、港湾管理者が国土交通省地方整備局等を経由して申請するものとする。なお、農林水産省食料産業局に対しては、国土交通省港湾局から承認を依頼する。

(2) 連携計画の認定

農林水産省食料産業局長は、4.(1)により申請された連携計画が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

- ① 農林水産物・食品の輸出を拡大するため、輸出先国・地域のニーズや規制に対応する輸出産地が連携した大口ロット・高品質・効率的な輸出に向けたものであること
- ② 農林水産業者・食品産業事業者等関係者の意向を十分に反映したものであること
- ③ 連携計画の実施体制や輸出産地の状況等からみて、各事業が確実に遂行できる十分な見通しがあるものであること

国土交通省港湾局長は、4.(1)により申請された連携計画が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

- ① 港湾物流の観点から農林水産物・食品の効率的かつ効果的な輸出の促進に寄与するものであること
- ② 物流・港湾事業者等関係者の意向を十分に反映したものであること
- ③ 連携計画の実施体制や港湾物流サービスの提供状況等からみて、各事業が確実に遂行できる十分な見通しがあるものであること

両局長の承認をもって連携計画を認定する。

(3) 連携計画の変更

4.(2)の認定を受けた連携計画を変更しようとする場合は、4.(1)の手続きに準ずるものとする。なお、軽微な変更の場合は、これに該当しない。

(4) 連携計画に位置付けられた事業の実施

4.(2)の認定を受けた連携計画に位置付けられた2.の事業に要する経費は、予算の範囲内において、法令等に定めるところにより、国が補助又は負担するものとする。なお、2.(2)の事業で整備する施設が農林水産物・食品の輸出以外の目的にも使用されるものである場合、補助対象は農林水産物・食品の輸出に係る部分に限る。

(5) 連携計画の実施状況の報告等

農林水産省食料産業局長及び国土交通省港湾局長等は、4.(2)の認定を受けた連携計画を作成した地方公共団体の農政部局及び港湾管理者に対し、必要に応じて当該連携計画の実施状況及び農林水産物・食品の輸出の促進に係る効果等について、必要な書類の提出を求めることができるものとする。また、提出資料の内容によっては、事業の実施について必要な改善を求めることがある。

(6) 実施体制の整備

連携計画の申請者は、輸出産地と港湾の連携を促進するとともに、計画の策定に関する協議及び計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うため、農林水産物・食品産業関係者、物流・港湾事業者等関係者で構成する協議会を設置する等、円滑な事業実施体を構築することとする。

5. 計画の認定を受けた港湾の名称

3.もしくは4.またはその両方の認定を受けた計画に位置付けられた港湾を「特定農林水産物・食品輸出促進港湾」（通称：産直港湾）と呼称する。

6. 同一の申請者による申請の取扱い

同一の申請者が2.(1)及び(2)の事業それぞれに係る計画の認定を一度に受けようとする場合には、別添様式2に2.(1)の事業の事業内容も含めて記載して申請してよいこととする。

(附則)

この要綱は平成29年4月1日より施行する。

(附則)(令和3年4月1日国港計第54号改正)

この要綱は令和3年4月1日から適用する。

(別紙様式 1)

農林水産物・食品輸出促進計画（促進計画）

1. 本計画の対象港湾

(記載例)

要綱 2. (1)①②事業実施港湾：〇〇港

要綱 2. (1)③ 事業実施港湾：〇〇港、△△港、・・・

2. 本計画の対象とする農林水産物・食品

(記載例) ホタテ、コメ、果樹（りんご）・・・・・・・・

3. 本計画の対象港湾の現況、対象とする農林水産物・食品の輸出量や輸出促進の取組の状況、将来見込み

※ 対象港湾における農林水産物・食品の取扱に係る港湾施設の現況については必ず記載すること。

4. 農林水産物・食品輸出促進基盤整備事業等に関する計画

4-1. 要綱 2. (1)①②の事業の計画

<記載例>

港湾	事業主体	事業名	事業内容	適用予定制度	事業費	事業期間
〇〇港	〇〇県	〇〇事業	貨物積替円滑化支援施設の整備	港湾機能高度化施設整備費補助	xxx 百万円	R3～R4
〇〇港	〇〇県	××事業	リーファーコンテナ電源供給設備の増設（〇基）	港湾機能高度化施設整備費補助	xxx 百万円	R3
〇〇港	㈱〇〇	△△事業	冷蔵倉庫の整備（拡張）	なし	xxx 百万円	R3～R4

※ 記載の事業の内容の分かる資料（事業計画、図面等）を添付すること。

4-2. 要綱2.(1)③の事業の計画

<記載例>

港湾	事業主体	事業名	事業内容	適用予定制度	事業費	事業期間
××港	〇〇県	〇〇事業	物揚場の改良（屋根設置）	社会資本整備総合交付金	xxx 百万円	R2～R3
△△港	××市	××事業	〇〇岸壁の改良（屋根設置）	地方創生港整備推進交付金	xxx 百万円	R3～R4

※ 4-2. の事業がない場合には省略可。

※ 記載の事業の内容の分かる資料（事業計画、図面等）を添付すること。

4-3. 要綱2.(1)の事業と密接に関連のある施設整備の計画

<記載例>

港湾	事業主体	事業名	事業内容	適用予定制度	事業費	事業期間
〇〇港	〇〇地整	**事業	防波堤の整備	港湾整備事業	xxx 百万円	H29～R7
××港	〇〇県	++事業	道路の改良（老朽化対策）	社会資本整備総合交付金	xxx 百万円	R1～R4
##港	〇〇県	??事業	泊地の整備	地方創生港整備推進交付金	xxx 百万円	R2～R3
〇〇漁港	〇〇県	××事業	衛生管理対応型岸壁の整備	水産庁予算	xxx 百万円	R1～R5
〇〇港	㈱〇〇	△△	〇〇卸売市場機能拡張	なし	xxx 百万円	R4～R5

※ 4-3. の事業がない場合には省略可。

※ 記載の事業の内容の分かる資料（事業計画、図面等）を添付すること。

5. 施設整備以外の取組の計画

※ 港湾管理者や関係地方公共団体の支援施策や、農林水産業者・食品産業事業者や物流事業者等の取組を記載すること。なお、先進性又は独自性の高い取組の場合には、その旨と理由を記載すること。

6. 本計画の目標

※ 取組の進捗状況をフォローアップできる目標を記載すること。

7. 本計画の着実な推進を図るための体制等

8. その他特記事項

(別紙様式2)

産地・港湾連携型農林水産物・食品輸出促進計画（連携計画）

1. 本計画の対象港湾

（記載例）

〇〇港

2. 本計画の参画者

（記載例）

【輸出産地】 〇〇、〇〇

【卸売事業者】 〇〇

【物流・港湾事業者】 〇〇

【地方公共団体の農政部局】 〇〇県〇〇課

【港湾管理者】 〇〇県

3. 本計画の対象とする農林水産物・食品及びその輸出産地

（記載例）

・ホタテ（〇〇県）

・コメ（〇〇県〇〇地域）

・果樹（りんご）（JA〇〇）

・・・・

4. 本計画の対象とする農林水産物・食品の輸出量・額や輸出促進の取組の状況、将来見込み、ターゲットとする輸出先国・地域

※ 可能な限り定量的に記載すること。

5. 本計画の対象港湾の現況

※ 対象港湾における農林水産物・食品の取扱に係る港湾施設の現況については必ず記載すること。

6. 想定する輸送ルート

(記載例)

ホタテ：〇〇市場にて集荷し、〇〇港まで陸送、同港においてバンニング
 〇〇港の定期航路（週〇便）を利用して輸出、〇〇国〇〇港にて船卸し
 トータルのリードタイムは〇日

7. 産地・港湾が連携した農林水産物・食品のさらなる輸出促進事業及び関連ある施設整備や実証事業に関する計画

7-1. 要綱2.(2)の事業の計画

<記載例>

港湾	事業主体	事業名	事業内容	適用予定制度	事業費	事業期間
〇〇港	株〇〇	〇〇事業	貨物積替円滑化支援施設の整備	港湾機能高度化施設整備費補助	xxx 百万円	R3~R4

※ 7-1. の事業がない場合には省略可。

※ 記載の事業の内容の分かる資料（事業計画、図面等）を添付すること。なお、整備される施設全体が農林水産物・食品の輸出以外の目的にも使用される場合、農林水産物・食品の輸出に必要となる部分に係る事業のみを記載し、全体の事業については7-3.に記載すること。

7-2. 要綱2.(1)に該当する事業の計画

<記載例>

港湾	事業主体	事業名	事業内容	適用予定制度	事業費	事業期間
〇〇港	〇〇県	〇〇事業	貨物積替円滑化支援施設の整備	港湾機能高度化施設整備費補助	xxx 百万円	R3~R4
××港	〇〇県	〇〇事業	物揚場の改良（屋根設置）	社会資本整備総合交付金	xxx 百万円	R2~R3
△△港	××市	××事業	〇〇岸壁の改良（屋根設置）	地方創生港整備推進交付金	xxx 百万円	R3~R4

※ 要綱3.(1)にも該当する事業があり、本事業とまとめて申請する場合に記載。

※ 記載の事業の内容の分かる資料（事業計画、図面等）を添付すること。

7-3. 要綱2.(2)の事業と密接に関連のある施設整備の計画

<記載例>

港湾	事業主体	事業名	事業内容	適用予定制度	事業費	事業期間
〇〇港	〇〇地整	**事業	防波堤の整備	港湾整備事業	xxx 百万円	H24~H32
××港	〇〇県	++事業	道路の改良（老朽化対策）	社会資本整備総合交付金	xxx 百万円	H27~H30
##港	〇〇県	??事業	泊地の整備	地方創生港整備推進交付金	xxx 百万円	H28~H29
〇〇漁港	〇〇県	××事業	衛生管理対応型岸壁の整備	水産庁予算	xxx 百万円	H27~H31
〇〇港	株〇〇	△△	〇〇卸売市場機能拡張	なし	xxx 百万円	H30~H31

※ 7-3. の事業がない場合には省略可。

※ 記載の事業の内容の分かる資料（事業計画、図面等）を添付すること。

7-4. 関連のある実証事業の計画

<記載例>

港湾	事業主体	事業名	事業内容	適用予定制度	事業費	事業期間
〇〇港	〇〇県	**事業	高機能コンテナや RORO 船を活用した実証事業	GFP グローバル産地づくり推進事業	xxx 万円	R3

※ 7-4. の事業がない場合には省略可。

※ 記載の事業の内容の分かる資料（事業計画、図面等）を添付すること。

8. 事業実施による輸送効率化の見込み

※ 7. の事業を行うことにより、サプライチェーン全体でいかに輸送が効率化されるか、冷蔵・冷凍輸送においては、コールドチェーンがどのように確保されるようになるのか等について、詳細に記載すること。

9. 施設整備及び実証事業以外の取組の計画

※ 港湾管理者や関係地方公共団体の支援施策や、農林水産業者・食品産業事業者や物流事業者等の取組を記載すること。なお、先進性又は独自性の高い取組の場合には、その旨と理由を記載すること。

10. 本計画の目標

※ 取組の進捗状況をフォローアップできる目標を記載すること。

11. 本計画の着実な推進を図るための体制等

※ 円滑な事業実施体制の構築（計画の策定に関する協議及び計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うための農林水産物・食品産業関係者、物流・港湾事業者等関係者で構成する協議会の設置等）について必ず記載。

12. その他特記事項